

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曾岬町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曾岬町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ・被保険者の資格取得の届出勧奨 ・被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ・被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ・生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	宛名・口座システム、国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民年金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6103
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>番号連携サーバーは使用しておらず、申請者の住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。</p> <p>また人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は施錠ができるキャビネットに保管することを徹底している。 ・特定個人情報は一目でわかるよう印のついたファイルに保管し、書類の持ち出しや廃棄する際、混在しないようにする。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない、また、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみを記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年9月1日	事後	定期見直し作業による
平成28年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年9月1日	事後	定期見直し作業による
平成29年4月1日	I 関連情報	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和1年5月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	IV リスク対策	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業により追加
令和2年2月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施。
令和2年2月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施。
令和3年2月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年2月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年2月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年2月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年12月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和4年2月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年12月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和4年2月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年8月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年8月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		番号連携サーバーは使用しておらず、申請者の住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。 また人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠ができるキャビネットに保管することを徹底している。 ・特定個人情報は一目でわかるよう印のついたファイルに保管し、書類の持ち出しや廃棄する際、混在しないようにする。	事後	基礎項目評価書の新様式以降に伴う修正
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない、また、本人の申請に基づき入手した特定個人情報は担当業務に必要な範囲かつ、担当者のみ閲覧等が可能となるよう申請書を施錠できるキャビネットにて管理している。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみを記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられ	事後	基礎項目評価書の新様式以降に伴う修正
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施。
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施。
令和7年8月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和7年8月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。